

加須市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入手続きをしてください。

下記にあてはまる場合は、別に手続きが必要となりますので、各担当窓口へお問い合わせください。

対象となる方	加須市での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 【1階①番】 ※この窓口	◎転入手続きの際、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを新住所地の市区町村へ持参してください。
印鑑登録をされている方	◎ 原則として、引き続き利用できます。転出先の市区町村で新住所情報等の記載および継続利用の手続きをしてください。電子証明書は、住所変更等により自動的に失効します。引き続き必要な場合は、新たに申請となります。 ◎ 転出予定日をもって登録が自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)をお返しください。(転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証と転出証明書を添えて請求することができます。)	◎必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。(登録方法は市区町村によって異なります。)
国民健康保険に加入している方	◎ 国民健康保険証(被保険者証)をお返しください。 ◎ 国民健康保険税について、加入していた月数に応じて精算します。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
国民年金に加入している方・受給されている方	◎ 原則として、手続きは必要ありません。 ◎ 海外任意加入をご希望の方は、手続きが必要です。	◎受給者は、住所変更手続きが必要か確認してください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	◎ 後期高齢者医療保険証(被保険者証)をお返しください。 ◎ 県外に転出される方には『負担区分証明書』が発行されます。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
介護保険被保険者証をお持ちの方	◎ 介護保険証(被保険者証)をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
特別障害者手当・障害児福祉手当等を受けている方	◎ 特別障害者手当・障害児福祉手当等の消滅届を提出してください。	◎前住所地で手当を受給していた旨を新住所地の市区町村役場へ申し出て下さい。
児童手当等を受けている方	◎ 児童手当・遺児手当の消滅届を提出してください。 ◎ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の転出届を提出してください。	◎認定請求手続きをしてください。 ◎『児童扶養手当証書』『特別児童扶養手当証書』を添えて手続きをしてください。
お子さまが学童保育を利用している方	◎ 学童保育の退室届を提出してください。	◎学童保育の入室手続きをしてください
お子さまが幼稚園・保育所等に入学している方	◎ 保育所・幼稚園の退所届・退園届を提出してください。(退園届は園に提出)	◎保育園・幼稚園に入所希望の方は、新住所地の市区町村で入所手続きが必要となります。
各種医療費助成制度に該当する方	◎ 各担当課へ受給者証をお返しください。 ◎ 高齢者医療制度(70歳以上で国民健康保険加入者の方)【国保年金課】【1階⑦番】 ◎ 子育て支援医療費助成制度【子育て支援課】【5階②番】 ◎ ひとり親家庭等医療費助成制度【子育て支援課】【5階②番】 ◎ 重度心身障害者医療費助成制度【障がい者福祉課】【1階⑩番】	◎市区町村により制度が異なる場合があります。新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
原動機付自転車(125CC以下)・小型特殊自動車をお持ちの方	◎ 標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑をお持ちのうえ廃車手続きをしてください。『廃車証明書』が発行されます。	◎『廃車証明書』を添えてナンバープレートの交付申請をしてください。
上記以外の車両をお持ちの方	車検証等の変更が必要のため、下記をご覧のうえ詳しい手続きについてお問い合わせください。 125ccを越えるバイク及び普通自動車 運輸支局(熊谷) 軽自動車 軽自動車検査協会(熊谷)	050-5540-2027 050-3816-3112
防災ラジオの貸与を受けている方	◎ 防災ラジオを返還してください。(市外では防災情報は受信できません。)	
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	◎ 転出手続き時に「就学者異動連絡票」を受け取り提出してください。 ◎ 在学されている学校から『在学証明書・教科用図書給与証明書』をお受け取りください。 ◎ 就学援助を受けている場合は、お申し出ください。	◎新住所地の市区町村教育委員会にお問い合わせください。
庁舎外		
水道を使用している方	水道課 Tel 65-5222	◎使用開始手続きをしてください。 ◎ 使用中止の手続きをしてください。 ◎ 水道課は、庁舎外にあります。電話でお問い合わせください。

市県民税は、転出する年の1月1日に住民登録のある市で課税となります（税証明発行含む）。問合せ：税務課
市税の納め忘れはありませんか？納め忘れがありましたら、収納課でご相談ください。
※市税の滞納があると、差押え等の滞納処分の対象になります。 問合せ：収納課

- ◆転出を取り止めた場合は、速やかに『転出証明書』と『本人確認書類』をお持ちのうえ、転出取消の手続きをしてください。
- ◆転入届、それに伴う各種諸手続きについては、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
加 須 市 役 所
TEL 0480 (62) 1111(代表)

(2021/4/2~)